

凡 例

- 1) 収録した処方、現在最も繁用されている、エキス製剤になっていて、かつ健康保健適用の処方から126処方を選んだものである。
- 2) 処方は効能をもとに章別に大きく分け、各章の始めに簡単な解説を付し、その章に収載してある処方名を列記してある。
- 3) 各処方名の上にエキス製剤番号を付し、処方の解説は見開き2頁に収め、以下のように行った。

処 方 名 (出典)

挿図：腹証および体表上に現われる典型的な症状を示した。

方意：その処方の具体的な症状を簡略に記し、脈証と舌証を附記した。文中病位とあるのは病が傷寒六経のどの時期にあるか、或は部位的に身体のどの臓腑あるいは経絡上にあるかを六経弁証から示す。

診断のポイント：証を決定するに当って、目標とすべき症候を箇条書きにした。初心者には、以上の挿図、方意、診断のポイントだけをみれば、その処方の証をおおよそ理解できるように配慮した。

原典：出典の条文を、片かな交りの読み下し文に書き改め、文末の()の内に、出典の書名と篇名を記してある。

処方：処方を構成する生薬の薬物名と、1日分の分量のグラム数である。分量については、大塚敬節、矢数道明両氏の『経験・漢方処方分量集』第4版(医道の日本社刊)あるいは、ツムラの漢方エキス製剤1日分の含有量に拠った。

構成：処方の君臣佐使を記す。君臣佐使の決定は、成無己『傷寒明理薬方論』、許宏『金鏡内台方議』、汪昂『医方集解』及びその他の解説書、あるいは著者の考勘に従った。(註)に準拠する解説書を記した。

君薬は一方中の主薬で、疾病の主証に対して主な治療効果を発揮する薬剤である。

臣薬は君薬を補助し、その薬効を増強する薬物である。

佐薬は臣薬と共に君薬を助ける作用と副作用を防止するものである。

使薬は佐薬の補助薬として働くと共に方剤中の諸薬を調和する働きを持つ。また引経薬として、諸薬を直接病巣局部に導く作用を果たしていることもある。

漢方薬の処方構成は総て、君臣佐使の法則に従ってなされている。これが一般の洋薬や民間薬と異なる特徴である。君臣佐使の区別のない処方は、「薬あって方なし」という無秩序な薬の寄せ集めに過ぎず、規律がなく効果の程度も方向も不明確となりやすい。加減方や合方に際してはこの点を十分配慮すべきである。

方義：処方を構成する生薬の、本草学的薬効と中医学的効能を記す。必要に応じ文末にそれらの生薬が処方に組み合わされた場合の特徴的作用について付記する。

八綱分類：八綱は弁証の基本である。正気の盈虚、病邪の性質とその盛衰、疾病の所在する部位の深浅などから、表裏、寒熱、虚実の基本的な症候に分ち、さらにそれらを総括するものとして陰陽がある。八綱分類は、処方が全体として表裏、寒熱、虚実のいずれの傾向を有するかを大まかに記したものである。必ずしも断定できない場合は（ ）を付してある。

効能：漢方保健診療の実情からおおむねエキス製剤の健康保険薬価収載に際しての適応症を記した。主にツムラ漢方製剤エキス顆粒（医療用）総合カタログを参考にした。

類方鑑別：頁の最後に証のまぎらわしい処方との鑑別のポイントを記す。

- 4) ひとつの処方は、さまざまな薬効を持っているので、必ずしも単一の範疇に収められるものではない。従って書物によっては別な分類法に従ったり、別な範疇に入っていたりする筈である。必ずしも本書の分類に捉われる必要はない。むしろ自在に使いこなすところに漢方の特長があるといえる。
- 5) 巻末に読者の便のために、本書収載の処方に用いられている構成生薬の薬効一覧表と、処方名の五十音順索引とエキス製剤の番号順索引を付した。
- 6) 引用したテキスト、参考にした解説書は文末に列記した。